

各法定研修の実施要綱改正の概要について①

改正内容（共通）

1. 受講対象者（追加）

原則、**北海道在住者又は道内に所在する事業所に従事する者**とするが、定員に満たない場合はこの限りではない。

⇒現状、研修種別によっては、受講申込者数が道内だけで定員の2～3倍にも上っているが、道外の事業者からも受講を強く求められることがあり対応に苦慮しているとの声が一部の指定研修事業者から寄せられている。現行の要綱では、道外からの受講申込者の対応の定めがないため、道内の申込者が優先であることを明記。

2. アンケート（変更）

- ・指定研修事業者は、**指定研修事業者が、自らより良い研修の運営を検討するため、受講者に対し、研修環境に関するアンケートを実施**しなければならない。
- ・指定研修事業者は**受講者アンケートを活用し、より良い研修の運営ができるよう努めなければならない。**

⇒アンケートの目的を、「指定研修事業者が、自らより良い研修の運営を検討するため」と明記し、その内容は各指定研修事業者が定めることとしたほか、アンケートの活用に努めるよう明記。

3. 習熟度の確認（新規）

指定研修事業者は、**各受講者の研修内容の理解度を客観的に評価するため、習熟度の確認**を行わなければならない。

⇒受講による評価するアンケートだけでは研修内容の質を評価しきれないことまた、研修の遠隔化に際し国から示された留意事項に、修了の認定に当たっては、科目ごとに受講確認及び効果測定を実施することとされたことを踏まえ、習熟度の確認を行うことを明記。

各法定研修の実施要綱改正の概要について②

改正内容（共通）

4. 修了証書の交付（追加）

指定研修事業者は、カリキュラムの全日程に出席した者に対し、修了証書を交付するものとする。ただし、**他の受講者への迷惑行為や受講の実態が認められない行為が見受けられ、**指定研修事業者が注意しても**当該行為の改善が認められない場合**は、知事と協議の上、**修了証書を発行しない**ことができる。

⇒現行は、受講態度に問題があっても、研修の全日程に出席した者には修了証書を発行しなければならなかったが、今後は受講者に注意しても受講態度が改善されなかった際は、北海道と協議し、場合によっては修了証書を発行しないことができるよう明記。

5. 実施報告等（追加）

研修事業実施報告書の添付書類として、**（1）研修事業に係る収支決算（見込）書、（2）習熟度の確認状況のわかる書類（様式任意）**を明記。

6. 秘密の保持（追加、統一）

- （1）指定研修事業者は、**受講者及び講師等に係る秘密について、正当な理由なく漏らしてはならない。**また、研修事業で知り得た**個人の秘密について漏らさないよう、受講者及び講師等を指導**しなければならない。
- （2）指定研修事業者は、**知事に受講者に係る情報を提供することについて、あらかじめ受講者に対し、受講申込書等により書面で説明**しなければならない。
- （3）指定研修事業者は、**（講師の）情報を公開するため及び知事に講師選定調書を提出するため、あらかじめ講師等に対し書面により同意を得なければならない。**

⇒個人情報の取扱い等について明記し、各研修とも同じ取扱いとした。（サービス管理責任者等研修実施要綱に（2）（3）を追加。）

（3）の書面に関しては、サービス管理責任者等研修実施要綱・相談支援従事者研修実施要綱においては様式が定められていないため参考例を別途示す。

各法定研修の実施要綱改正の概要について③

改正内容（共通）

7. 実施上の留意点（統一）

- (1) 指定研修事業者は、**受講者に対し、障がい者に対する人権の尊重について理解させるように努める**ものとする。
- (2) 指定研修事業者は、**障がい者に対し、障害者差別解消法に基づき、必要な対応を行う**ものとする。
- (3) 指定研修事業者は、**受講申込者及び受講者が、不適任行為（障がい者への虐待等）をしていたことを確認した場合は、その者に対する受講決定又は研修修了の認定の是非について、受講決定前若しくは研修修了前に速やかに知事に協議の上、その指示に従う**ものとする。
- (4) 指定研修事業者は、**研修の実施に当たり、多様なニーズを持った受講者が、必要な学びを得られるよう、工夫や努力**を行わなければならない。

⇒ 現行は、実施上の留意事項について明記されているのは、サビ管と相談の実施要綱のみになっていることから、本実施要綱改正で全研修種別で一律の対応とするため、本項目を新たに追加。

(2) 障害者差別解消法に基づき必要な対応を行うよう表現を統一。

(3) 現行は、受講申込者及び受講者が不適任行為をしていたことが確認された際は、「北海道と協議を行う」としていたが、本改正により具体的な取扱いを明記。

(4) 習熟度の確認を追加したが、習熟度が低いのは、教え方や研修環境に問題がある場合も想定されることから、指定研修事業者も受講者が必要な学びを得られるよう、工夫や努力をすることを明記。

8. 押印の廃止（変更）

研修指定事業者が北海道に提出する各種書類から押印を廃止。

⇒ 行政手続きにおける事業者の負担を軽減し、利便性を図ることを目的に改正。（R2.7月総務省通知等を踏まえた改正）

各法定研修の実施要綱改正の概要について④

改正内容（サービス管理責任者等研修のみ）

1. 研修内容【演習】（統一）

演習の実施方法については、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、1グループにつきファシリテーターを1人以上配置し実施すること。

⇒他の研修と表現を統一。

2. 指定の取り消し（追加）

（3）受講者及び講師等に係る秘密について、正当な理由なく外部に漏らした場合

⇒他の研修と項目を統一。

各法定研修の実施要綱改正の概要について⑤

改正内容（強度行動障がい支援者養成研修・行動援護従業者養成研修のみ）

1. 研修講師（追加）

「実践報告」については、次のいずれかに該当する者。

- ・現に行動障がいを有する者への直接支援を行っている者。
- ・発達障害者支援センターの職員として行動障がいを有する者の支援者へのコンサルテーション業務に現に従事している者又は従事経験のある者。

⇒実践報告の講師要件について具体的に明記。

2. 講師選定調書（第4号様式）の項目追加等（変更）

「2 担当科目に関連する学歴及び職歴等」欄において、障害福祉サービス事業所に勤務経験がある場合はその種別を明記するとともに、行動障がいを有する者の支援に従事した期間を記入する欄を新設。

⇒講師の職歴について、障害福祉サービスの提供に従事した期間及び行動障がいを有する者の支援に従事した期間を明記するよう改正。